

## 未定稿

### 令和7年度補正予算

「スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策  
のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業」

### Q&A

注：本Q&Aは、交付等要綱、実施要領等を補足的に説明するものです。現時点版であり、今後、事業の執行を進めていく中で、適宜内容を追加・修正する場合がありますので、ご留意ください。

## 目次

### 【総論】

#### ○農業支援サービス事業とは

- (1)本事業において支援対象となる農業支援サービス事業とは何か。
- (2)専門作業受注型について、「受委託契約(農業者との直接契約を原則とする。)の下で農作業を代行するもの。」とあるが、農業者とサービス事業者が直接、受委託契約を結んでいなければ本事業の対象にならないということか。

#### ○目的

- (3)本事業の目的は何か。

#### ○事業構成

- (4)本事業はどのような事業で構成されているのか。また、支援内容や事業実施主体はどのようにになっているのか。

#### ○事業内容

- (5)事業実施主体の「サービス事業者」は、どのような者が対象になるのか。
- (6)既に農業支援サービス事業に取り組んでいる場合でも支援を受けることができるのか。
- (7)どのような事業スキーム(申請や相談先)となっているのか。

#### ○目標年度及び成果目標

- (8)成果目標年度はいつなのか。
- (9)過去に類似の国庫補助事業で支援を受けている事業者が、さらに取組を拡大等するために本事業を活用する場合、成果目標の取扱いはどのように留意すればよいのか。

#### ○その他

- (10)これから農業支援サービス事業を始める場合も申請可能か。
- (11)本事業の実施にあたり、スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の認定を受ける必要があるのか。

### 【1 スマート農業技術と産地の橋渡し支援】

- (12)どのような者が事業実施主体になるのか。
- (13)スマート農業機械の改良とはどのような内容が対象になるのか。
- (14)対象になるのはスマート農業機械のみなのか。
- (15)スマート農業機械の導入は可能なのか。
- (16)どのような成果目標を設定する必要があるのか。
- (17)1者(法人等)が複数の事業申請をすることは可能か。
- (18)植物工場等の栽培施設の改良は対象となるのか
- (19)改良後のスマート農業機械が期待した性能を発揮しなかった場合、どうなるのか。

## 【2 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援】

### <2-1 共通>

- (20) どのような事業内容及び事業スキームとなっているのか。
- (21) 申請先はどのように判断すればよいのか。
- (22) 申請前に「書類等確認機関の確認を受ける」とされているが、書類等確認機関とはどのようなものか。  
また、どのように確認を受ければよいのか。
- (23) 都道府県が募集する場合(都道府県域のサービス事業者の場合)も、必ず書類等確認機関の確認を受けるようにしなければならないのか。
- (24) 事業実施主体にはどのような要件があるのか。
- (25) 1者(法人等)が複数の事業申請をすることは可能か。
- (26) 本事業において、協力者とはどのような者が該当するのか。
- (27) 共同申請とは何か。
- (28) 複数の事業実施主体で取り組むことができるとしているが、全員が補助金を活用する必要があるか。  
また、事業申請手続はどのように行うのか。
- (29) 本事業の成果目標である「事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標」について、どのように農地面積を計上すればよいのか。
- (30) 成果目標の根拠資料については、どのような資料があるか。
- (31) 財務状況がわかる資料(財務諸表)とはどのようなものか。また、新規開業の場合はどのような資料を提出すればよいのか。
- (32) 審査基準にある、「地域計画に位置付けられている場合」とはどのような状況のことをいうのか。
- (33) 審査基準にある中山間地域の確認については、「農業地域類型一覧表」のうち旧市町村名での第1分類の確認を行うことでよいのか。
- (34) 審査基準にある「サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合」の「過半」は、どのように判断すればよいのか。
- (35) 本事業において、鳥獣害対策に係る取組はサービス事業として対象になるのか。

### <2-2 推進事業(農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)>

#### 【① 立上げ・事業拡大の取組】

- (36) どのような費用が補助対象経費となるのか。
- (37) 補助率、補助上限額はどのようにになっているのか。
- (38) ソフトウェアの改良でも対象となるのか。
- (39) 開発中の技術に係る経費は支援対象となるのか。
- (40) 補助対象経費に研修受講費があるが、どのようなものが対象になるのか。
- (41) 補助対象経費に人件費が含まれているが、どのような場合のものが該当するのか。
- (42) 整備事業を実施する場合は推進事業の実施が必須とされているが、推進事業でどのような内容に取り組む必要があるのか。

#### 【② スマート農業機械等の導入】

- (43) どのような費用が補助対象経費となるのか。

- (44)補助率や補助上限額等はどうなっているのか。
- (45)農業機械を導入する場合、リース導入も可能か。
- (46)どのような機械がスマート農業機械に該当するのか。
- (47)スマート農業機械等の導入支援を行うとなっているが、スマート農業機械のみが支援対象なのか。  
「等」とはなにを指しているのか。
- (48)本事業の取組が都道府県域内の場合(都道府県知事に申請する場合)、スマート農業機械は上限単価が異なっているが、スマート農業機械とスマート農業機械に該当しない農業機械を両方導入する場合、補助上限額はどのようになるのか。
- (49)農業機械のアタッチメントや、RTK 基地局も補助対象に含まれるのか。
- (50)ドローンを導入する場合、バッテリーや充電器、充電用の発電機も補助対象になるか。
- (51)50 万円未満の農業機械の場合は補助対象とならないのか。
- (52)複数種類の農業機械等を同時に導入することは可能なのか。
- (53)専用運搬車とは、どのようなものを想定しているのか。
- (54)専用運搬車は、どの事業でどのような場合に導入することができるのか。
- (55)専用運搬車の導入において遵守すべき事項にはどのようなものがあるのか。
- (56)専用運搬車は、トラクターやコンバインなどの大型の農業機械と一体的に導入する必要があるのか。
- (57)専用運搬車の積載能力は、一体的に導入する農業機械の重量に制限されるのか。
- (58)自社調達やグループ企業等からの調達は可能なのか。
- (59)周辺農地の病害虫等の発生を防ぐため、耕作放棄地の草刈りの受託作業を行う場合に要する機械(ラジコン草刈機)は対象になるか。
- (60)色彩選別機や乾燥機の導入は対象になるか。
- (61)農業機械の選定に当たって留意することはあるか。
- (62)中古の農業機械等を申請する場合、どのように3者見積りを依頼すべきか。
- (63)導入した農業機械はいつまで使い続ける必要があるのか。
- (64)本事業で導入したスマート農業機械等に事業名を表示する必要はあるか。
- (65)審査基準の加算対象の「新規事業への展開に係るポイント」において、ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合が加点対象から外れているのはなぜか。
- (66)審査基準の加算対象の「可変施肥」はどのようなものを想定しているのか。
- (67)審査基準の加算対象の「食味・収量センサ付きコンバイン」は、食味及び収量の両方センサの機能が付いている必要があるのか。
- (68)審査基準において、導入する農業機械によってポイントの加算があるが、該当する農業用機械を複数台導入する場合、ポイント加算は複数回カウントして計上するのか。
- (69)審査基準において加算対象となる「センシングドローン」とは、具体的にどのような機能を有するドローンを指すのか。

### <2-3 整備事業(流通販売体系転換支援)>

- (70)整備事業はどのような内容か。整備事業実施するために必要な取組は何か。
- (71)整備事業では、どのような施設を整備することができるのか。
- (72)補助率や補助上限額はどうなっているのか。

- (73)「実需者との連携による取組」においては、どのような者が実需者となるのか。JA は実需者に該当するのか。
- (74)「実需者との連携による取組」において、「流通販売体系の転換の取組」とあるが、流通販売体系の転換とはどのようなものか。
- (75)「複数産地間との連携による取組」において、「産地」の定義はどのようなものなのか。また、連携する産地数に下限はあるのか。
- (76)「複数産地間との連携による取組」で、「作期を長期化する栽培方法への転換」とあるが、「長期」とはどの程度なのか。また、既にサービス事業に取り組んでいる場合、現行の取組と比較してどの程度の期間長期化すればよいのか。
- (77)施設の単純更新は対象となるのか。
- (78)本事業で整備する施設で扱う農産物は、サービスを受けて生産された農産物に限るのか。
- (79)本事業で整備した施設等に事業名等を表示する必要はあるか。

## 【総論】

### ○農業支援サービス事業とは

(1)本事業において支援対象となる農業支援サービス事業とは何か。

(答)

本事業において、農業支援サービス事業(以下「サービス事業」といいます。)は、農業者に対し対価を得て提供するサービスであって、次のサービス内容の欄に掲げるいずれかの取組に該当する事業をいいます。

なお、当該サービスを提供する事業者のことを農業支援サービス事業者(以下「サービス事業者」といいます。)といいます。

いずれの類型においても、農産物の加工・流通・販売に係るサービスは除きます。

類型	サービス内容	備考
専門作業受注型	農業者の行う農作業を代行する取組	受委託契約(農業者との直接契約を原則とする。)の下で農作業を代行するもの。
機械設備供給型	農業者が使用するスマート農業機械等を、レンタル・サブスクリプション等の販売以外の手段によって農業者に提供する取組	一つ又は一式の農業機械・器具につき複数の農業者に提供するものを原則とする。
人材供給型	作業者を必要とする農業現場に農作業を行う人材を派遣する取組	
データ分析型	農産物(生育途中のものを含む。)、種苗、土壌やほ場等の状態の把握及びその情報の分析を行い、これに基づき農業者に情報・助言等を提供する取組	
その他	上記サービスの複合型の取組	

(2)専門作業受注型について、「受委託契約(農業者との直接契約を原則とする。)の下で農作業を代行するもの。」とあるが、農業者とサービス事業者が直接、受委託契約を結んでいなければ本事業の対象にならないということか。

(答)

専門作業受注型の農業支援サービスは、農業者とサービス事業者が直接、受委託契約を結んでいることを原則としています。

ただし、例えば複数の農業者の委託を農業協同組合等が取りまとめて契約し、別の事業者へ再委託する場合、この再委託を受ける事業者についても、実質的に農業者からの委託を受けて農作業の代行に取り組んでいるとみなせることから本事業の対象となります。

この場合、農業協同組合等と当該事業者との受委託契約だけでなく、農業者と農業協同組合等との間の受委託契約等が締結されている必要があります。また、農業者と農業協同組合等との受委託契約書等及び農業協同組合等と農作業代行事業者との再受委託契約書等の両方について、事業申請時の根拠書類として提出していただく必要があります。

## ○目的

(3)本事業の目的は何か。

(答)

農業者の高齢化等により農業従事者が大幅に減少していく中、今後とも国内の生産水準を維持するためには、農業現場へのスマート農業技術の導入、スマート農業技術等を活用して専門作業の受注等を行う農業支援サービス事業者(以下「サービス事業者」という。)の育成・活動の促進等の加速化を図ることが重要です。

このため、農業現場の課題に合わせたスマート農業技術の改良等の取組、サービス事業者の新規参入又は事業拡大に向けた取組、サービス事業者が提供するサービスの標準化に向けた取組等を総合的に支援します。

## ○事業構成

(4)本事業はどのような事業で構成されているのか。また、支援内容や事業実施主体はどのようになっているのか。

(答)

本事業は、以下の事業で構成されています。

1. スマート農業技術と産地の橋渡し支援(別記1)
2. 農業支援サービスの育成加速化支援(別記2)

(1)農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(別記2-1)

ア 推進事業(農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)

イ 整備事業(流通販売体系転換支援)

(2)推進支援事業(別記2-2)

3. 農業支援サービスの土台づくり支援(別記3)

(1)標準サービス策定等支援(別記3-1)

(2)新規参入促進支援(別記3-2)

なお、本事業の各事業メニュー、事業概要、事業実施主体、補助上限及び補助率は以下のとおりです。

メニュー		事業概要		事業実施主体	補助上限、補助率
スマート農業技術と産地の橋渡し支援 (実施要領 別記1)		スマート農業技術のカスタマイズを支援。		農業者、サービス事業者、民間団体、協議会	補助上限:500万円 補助率:定額
農業支援 サービスの育成加速化支援 (別記2)	農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援 (別記2-1)	推進事業(農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)	(ソフト) サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良等を支援 (セミハード) サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援	サービス事業者、(実需者、農業者、地方公共団体、民間団体)	補助上限: 1,500万円等 補助率: (ソフト) 定額 (セミハード) 1/2 以内
		整備事業(流通販売体系転換支援) ※推進事業の実施が必須	サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備を支援	サービス事業者、(実需者、農業者、地方公共団体、民間団体)	補助上限:3億円 補助率:1/2 以内
	推進支援事業 (別記2-2)	別記2-1の事業の申請書類の確認、相談対応等の取組を支援	民間企業等	補助上限:1.5 億円 補助率:定額	
農業支援 サービスの土台づくり支援 (別記3)	標準サービス策定等支援 (別記3-1)	サービスの標準的な作業工程や作業精度等を定めた「標準サービス」の策定等を支援	民間企業等、コンソーシアム	補助上限:7,000万円 補助率:定額	
	新規参入促進支援 (別記3-2)	サービス事業への新規参入を促すためのスタートアップセミナーの開催等を支援	民間企業等、コンソーシアム	補助上限:5,000万円 補助率:定額	

## ○事業内容

(5) 事業実施主体の「サービス事業者」は、どのような者が対象になるのか。

(答)

本事業の「サービス事業者」は、既に農業支援サービス事業を実施している者だけでなく、本事業を活用してこれから実施しようとしている者も含み、個人事業者(事業を行う個人)、法人、JA、地方公共団体等、多様な者が事業実施主体となることが可能です。

(6) 既に農業支援サービス事業に取り組んでいる場合でも支援を受けることができるのか。

(答)

既にサービス事業に取り組んでいる場合でも、サービス事業の提供範囲の拡大を図ることや、既存サービスとは別のサービスを新たに事業展開する等、既存の農業支援サービス事業と重複せず、新たな事業展開を図る場合であれば、支援対象となります。

なお、農業支援サービスを事業として実施することを確認するために、事業申請時に開業届など、事業の実施が確認できる資料の提出を求めることがあります。

(7)どのような事業スキーム(申請先や相談先)となっているのか。

(答)

以下のとおりです。

事業メニュー	申請・相談先
スマート農業技術と産地の橋渡し支援 (実施要領 別記1)	地方農政局等
農業支援サービスの育成加速化支援	—
農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援 (別記2-1)	—
推進事業(農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)	<p>1 都道府県(本事業の取組に係るサービス事業がおおむね都道府県域(北海道で取り組むサービス事業者にあっては、原則、北海道内の総合振興局・振興局域)の場合。ただし、整備事業を実施する場合は下記2。)(※1)</p> <p>2 地方農政局等(原則、複数の都道府県(北海道で取り組むサービス事業者にあっては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局)にわたり本事業の取組に係るサービス事業を実施する場合又は整備事業と併せて推進事業を実施する場合)(※1)</p>
整備事業(流通販売体系転換支援) ※推進事業の実施が必須	地方農政局等(※1)
推進支援事業 (別記2-2)	農林水産本省(※2)
農業支援サービスの土台づくり支援	—
標準サービス策定等支援 (別記3-1)	農林水産本省(※2)
新規参入促進支援 (別記3-2)	農林水産本省(※2)

※1:本事業の応募申請に係る初步の相談(様式の書き方、必要書類等)については、書類等確認機関(農林水産省が公募・採択の上で団体名、連絡先等をお知らせする予定です)に相談してください。

※2:全国規模の民間団体を想定しています。

## ○目標年度及び成果目標

(8) 成果目標年度はいつなのか。

(答)

それぞれの事業で以下のとおりです。

- 1 スマート農業技術と産地の橋渡し支援(別記1):事業実施年度の翌年度
- 2 農業支援サービスの育成加速化支援(別記2)
  - (1)農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(別記2-1):事業実施年度の翌々年度
  - (2)推進支援事業(別記2-2):事業実施年度
- 3 農業支援サービスの土台づくり支援(別記3)
  - (1)標準サービス策定等支援(別記3-1):事業実施年度
  - (2)新規参入促進支援(別記3-2):事業実施年度

(9) 過去に類似の国庫補助事業で支援を受けている事業者が、さらに取組を拡大等するために本事業を活用する場合、成果目標の取扱いはどのようなことに留意すればよいのか。

(答)

過去に類似の国庫補助事業(以下「過年度事業」といいます。)で支援を受けた場合も、新たな取組(拡大)に必要な支援として本事業を活用することは可能ですが、その場合、過年度事業で掲げた成果目標とは別に、本事業の取組分として成果目標を掲げていただく必要があります。特に、過年度事業の目標年度に至っていない場合や、過年度事業の成果目標を達成していない場合は、本事業の取組による成果と、過年度事業分の成果目標達成に向けた取組は精査が必要となりますのでご留意ください。

(参考)過去の類似の国庫補助事業

- ・令和3～6年度農業支援サービス事業育成対策
- ・令和3～6年度強い農業(・担い手)づくり総合支援交付金のうち農業支援サービス事業支援タイプ
- ・令和3年度(補正予算)スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業
- ・令和4年度(補正予算)農業支援サービス事業インキュベーション緊急対策
- ・令和5年度(補正予算)農業支援サービス事業緊急拡大支援対策
- ・令和6年度(補正予算)スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策事業
- ・令和7年度スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

## ○その他

(10) これから農業支援サービス事業を始める場合も申請可能か。

(答)

これまでサービス事業の実績が無い場合であっても、本事業における事業実施主体の要件等を満たした上で、事業の成果目標について根拠をもって設定することができれば申請は可能です。

なお、このような場合については、申請時に、所定の申請書類(根拠資料等含む)のほか、開業届など、事業として実施していくことが確認できる資料の提出が必要です。

(11)本事業の実施にあたり、スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の認定を受ける必要があるか。

(答)

本事業の実施にあたって、スマート農業技術活用促進法の生産方式革新実施計画の認定を受けることは要件としていませんが、支援を受けようとするサービス事業者体が、促進事業者として認定された生産方式革新実施計画に位置付けられている場合には、ポイント加算の対象としています。

また、農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち推進事業(本事業の取組に係るサービス事業がおおむね都道府県域内(北海道にあってはおおむね北海道内の総合振興局・振興局域内)である場合)において、補助上限額を引き上の措置を講じています(立上げ・事業拡大の取組:1,500万円→3,000万円、スマート農業機械等の導入:1,500万円→5,000万円)。

## 【1 スマート農業技術と産地の橋渡し支援】

(12)どのような者が事業実施主体になるのか。

(答)

本事業メニューの事業実施主体は、農業者(農業者の組織する団体も含む。)、農業支援サービス事業者、民間団体、協議会となります。また、事業の実勢体制には、①本事業で改良するスマート農業機械を、生産性の向上を目的として主体的に活用する農業者又はサービス事業者、②スマート農業機械の改良や利用における助言を行うことができる民間企業又は整備士等の技能や農業機械に関する知見を有する者が、位置付けられている必要があります。

(13)スマート農業機械の改良とはどのような内容が対象になるのか。

(答)

改良の対象となるスマート農業機械は、事業要件で定めるスマート農業技術に適合し、かつ現に市販されているものである必要があります。開発中や実証中の機械、または使用者を限定して販売されているものは対象外です。その上で、対象機械が本来想定されている品目以外の品目や用途に適応させるための改良が対象となります。ただし、品目を限定せずに使用できるスマート農業機械(例:ハウス環境制御機器[ハウス栽培全般に使用可能]、農業用トラクター[農作業全般に使用可能])については、他品目への適応とはいがたいことから、対象外となる場合があります。

(14)対象になるのはスマート農業機械のみなのか。

(答)

スマート農業技術の導入に当たっては、生産方式の革新だけでは導入が難しい場合があります。本事業では、生産方式の革新では解決できない課題に対応するための改良を支援し、スマート農業技術の現場導入を加速させることを目的としていることから、改良の対象はスマート農業機械のみとしております。

(15)スマート農業機械の導入は可能なのか。

(答)

本事業では、対象機械を本来想定されている品目以外の品目や用途に適応させるための改良に要する経費を対象としています。そのため、スマート農業機械そのものの導入費用は対象外です。

また、当該スマート農業機械のリース費用やレンタル費用も対象外となります。

(16)どのような成果目標を設定する必要があるのか。

(答)

本事業に供したスマート農業機械が、農業者又はサービス事業者によって活用されることを目標としており、スマート農業機械が農業者又はサービス事業者に活用されることで、生産方式の革新では対応できない課題に対処できるようする必要があります。

(17)1者(法人等)が複数の事業申請をすることは可能か。

(答)

事業実施主体当たり 500 万円を上限とした定額補助としていることから、1 法人で複数の案件をまとめたうえで、一括での申請をお願いいたします。

(18)植物工場等の栽培施設の改良は対象となるのか

(答)

本事業では、想定されている品目以外の品目や用途に適応させるための改良を対象としていることから、多品目に活用ができることができる栽培施設は対象外となります。

(19)改良後のスマート農業機械が期待した性能を発揮しなかった場合、どうなるのか。

(答)

目標年度(事業実施年度の翌年)までに成果目標を達成できなかった場合は、改善計画を作成し、再度目標達成に向けた改良等を行っていただく必要があります。

なお、その際に追加費用が発生する場合は、自己負担となります。

## 【2 農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援】

<2-1 共通>

(20)どのような事業内容及び事業スキームとなっているのか。

(答)

農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援(別記2-1)の事業内容、事業スキームは以下のとおりです。

メニュー	事業内容	事業スキーム (相談先・申請先)(※1)
推進事業 (農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)	立上げ・事業拡大の取組	<p>サービス事業の新規立上げ又は既存のサービス事業の拡大等若しくは整備事業のア又はイに必要な以下の取組</p> <p>(ア) サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施</p> <p>(イ) サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析等の実施</p> <p>(ウ) サービス事業を企画・運営する専門人材の育成</p> <p>(エ) サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施</p> <p>(オ) サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施</p> <p>(カ) 本事業の実施に係る関係者による検討会の開催</p>
	スマート農業機械等の導入	サービス事業の提供に必要となるスマート農業機械等の導入
整備事業(流通販売体系転換支援)※推進事業の実施が必須	次のいづれかの取組に必要となる施設の整備 ア 実需者との連携による取組 サービス事業者と食品事業者等の実需者とが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要な施設の整備 イ 複数産地間との連携による取組 サービス事業者と複数の産地間とが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要な施設の整備	地方農政局等

※1:本事業の応募申請に係る初步の相談(様式の書き方、必要書類等)については、書類等確認機関(農林水産省が公募・採択の上で団体名、連絡先等をお知らせする予定です)に相談してください。

※2:本事業の取組に係るサービス事業がおおむね都道府県域(北海道で取り組むサービス事業者にあっては、原則、北海道内の総合振興局・振興局域)の場合

※3:原則、複数の都道府県(北海道で取り組むサービス事業者にあっては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局)にわたり本事業の取組に係るサービス事業を実施する場合又は整備事業と併せて推進事業を実施する場合

(21) 申請先はどのように判断すればよいのか。

(答)

申請先は、次のように判断してください。

1 推進事業と併せて整備事業を実施する場合

→本事業の取組に係るサービス事業の(主な)実施地域を所管する地方農政局等

2 推進事業のみを実施する場合

(1)原則、複数の都道府県(※1)にわたって本事業の取組に係るサービスを実施する場合

→当該サービス事業の(主な)実施地域を所管する地方農政局等

(2)おおむね都道府県域内(※2)で本事業の取組に係るサービス事業を実施する場合

→当該サービス事業の実施地域の都道府県

※1:北海道で取り組むサービス事業者にあっては、原則、北海道内の複数の総合振興局・振興局

※2:北海道で取り組むサービス事業者にあっては、原則、北海道内の総合振興局・振興局域。なお、

「おおむね都道府県域内」の「おおむね」は8割として判断してください。

(22) 申請前に「書類等確認機関の確認を受ける」とされているが、書類等確認機関とはどのようなものか。また、どのように確認を受ければよいのか。

(答)

書類等確認機関とは、本事業(別記2-1の事業。以下「立上げ等事業」といいます。)の申請書類の確認等を行う全国規模の民間団体です。

このため、具体的には立上げ等事業の国又は都道府県への応募にあたっては、申請前に書類等確認機関へ申請書類(一式)を提出し、当該機関からの確認を受ける必要があります(都道府県によっては書類等確認機関の確認を不要とする場合もあります。)。

書類等確認機関は、国による公募を行い採択した上で、団体名、連絡先等をお知らせする予定です。

なお、書類等確認機関が取り組む内容は以下のとおりです。

(書類等確認機関の取組内容)

(1)立上げ等事業の申請書類の確認

(2)立上げ等事業の申請に係る相談窓口の設置及び相談対応

(3)(1)及び(2)の実施を踏まえた立上げ等事業の円滑な事業推進に資する成果物の取りまとめ

(4)その他必要と認められる取組

(23)都道府県が募集する場合(都道府県域のサービス事業者の場合)も、必ず書類等確認機関の確認を受けるようにしなければならないのか。

(答)

書類等確認機関による確認は、都道府県が募集する場合については「原則として書類等確認機関の確認を受けた上で」としており、都道府県の判断によって書類等確認機関による確認を不要とすることができることとしております。

このため、本事業を都道府県へ応募する場合には、当該都道府県に対して書類等確認機関による確認が必要であるかどうか、あらかじめご確認いただき、書類等確認機関へ連絡するようお願いします。

(24) 事業実施主体にはどのような要件があるのか。

(答)

本事業の事業実施主体には、主に以下の要件を設けています(注:以下に掲げたものがすべてではありませんので、この他の要件については、事業実施要領、公募要領等を必ず確認いただくようお願いします。)。

- ・サービス事業者として、農業者に対し対価を得てサービス事業の提供を行う者であること。
- ・サービス事業の提供先を限定せず(※)、かつ、複数の利用者にサービス事業を提供する者であること。
- ・本事業の取組に基づくサービス事業を提供する面積を拡大するものとする。
- ・推進事業でスマート農業機械等を導入する場合は、当該スマート農業機械等を用いて提供するサービス事業の売上によって導入費用(リース導入する場合にあってはリース物件購入価格と利用者が負担するリース諸費用を合わせた費用)を償うことが見込まれる場合に限り、事業を実施するものとする。

(※) サービス事業の提供先を「限定せず」の考え方とは、サービス事業の普及の観点からのものであり、本事業実施時点のサービス提供先に限定するような事業者ではなく、広がりをもってサービス事業を提供していただく事業者を支援するための要件です。例えば、共同利用組合や作業受託組合など組合員に対するサービス事業を提供するものであっても、当該組合への新規の加入の可能性があるものならば、サービス事業の提供先を限定していないものと見なすことができるという考えです。

(25) 1者(法人等)が複数の事業申請をすることは可能か。

(答)

本事業について、国又は都道府県による募集(以下「公募等」といいます。)を行った結果、予算に残額があった場合には、追加で公募等を行う場合があり得ます。この時、前回公募等において既に採択を受けている者であっても、以下を満たした場合、複数の事業申請(応募)を行うことが可能です。

- ・前回公募等において採択された取組に係る国庫補助金額と今回応募で申請しようとする取組に係る国庫補助金額の合計が、本事業の1事業実施主体当たりの国庫補助金の上限額以内であること。
- ・前回公募等において採択された取組における成果目標とは別の成果目標が今回応募で掲げられていること(成果目標の重複がないこと)。

(26) 本事業において、協力者とはどのような者が該当するのか。

(答)

本事業において、協力者とは、産地の実情を踏まえて取組内容について助言等を行うことができる者(都道府県、市町村、農業協同組合等)が該当します。協力者の協力のもと、本事業に取り組むことが効果的であることから、本事業の実施に当たっては、実施体制に協力者を位置付けるよう努めてください。

(27) 共同申請とは何か。

(答)

本事業における共同申請とは、複数の事業者が連携して取り組む場合に、連携するすべての者が事業実施主体となり共同で交付申請を行います。

共同申請を行う場合には、サービス事業者が代表事業実施主体となり、連携する各事業実施主体を代表して申請するものとします。

なお、補助金の流れとしては、交付決定者が事業実施主体それぞれに対して交付決定等の補助金手続を行うことになります。

(28) 複数の事業実施主体で取り組むことができるとしているが、全員が補助金を活用する必要があるか。また、事業申請手続はどのように行うのか。

(答)

複数の事業実施主体のうち、一部の者のみが補助金を活用する取組とする場合でも、事業の実施は可能です。

例えば、複数の事業実施主体のうちサービス事業者が補助金を活用し、一方で実需者が自己資金により事業に取り組む場合も可能です。(特に、整備事業に取り組む場合は、サービス事業者と実需者が一体で取り組み、共同申請を行うことを必須としているメニューがありますので留意が必要です。)

このような場合には、複数の事業実施主体の中で、サービス事業者が事業のとりまとめを行う代表事業実施主体となり、事業申請をすることとなります。

なお、自己資金により取組を行う事業実施主体の取組については、補助金を活用する事業実施主体の事業実施計画書の中に位置付ける(事業実施主体名を連名とする)ことも可能としますが、それぞれの事業実施主体が取り組む内容が分かるように記載してください

(29) 本事業の成果目標である「事業実施主体が提供するサービス事業を活用する農地面積の拡大に係る目標」について、どのように農地面積を計上すればよいのか。

(答)

農地面積の算定方法は、サービス事業の利用予定者に対する同意書や利用意向等に基づき、当該サービス事業の利用に係る農地面積を計上することを想定しています。

なお、この際の農地面積は、延べ面積で計上することとします。

(30) 成果目標の根拠資料については、どのような資料があるか。

(答)

基本的には、サービス事業の提供を予定している農業者の同意書等を想定しています。その他として、例えば、以下の資料が挙げられます。

- ・利用意向が確認できる資料(アンケート結果等)
- ・すでに農業支援サービス利用希望者がいる場合は、契約に向けてどのような調整を行っているのか具体的に説明できる資料(利用希望書等)

(31) 財務状況がわかる資料(財務諸表)とはどのようなものか。また、新規開業の場合はどのような資料を提出すればよいのか。

(答)

財務諸表等、事業実施主体の財務状況が分かるもの(原則として過去3か年分の財務三表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)や青色申告書の決算書、白色申告書の収支内訳書を提出。新規開業の場合は、新規開業以前の事業での実績がわかる資料を提出。新規開業に係る公的機関(またはそれに準じる組織)の証明があることが望ましい。)を想定しています。ただし、採択に係る審査において、事業計画の実現可能性が評価されることから、紙媒介のものをデータ化する際は、なるべく写真ではなくスキャナーを使っていただき、見やすいように一つのファイルにまとめての添付をお願いします。

また、新規開業などやむを得ない事情で決算書の用意がない場合は、財務状況及び開業以前での実績がわかる事業計画書(銀行の融資等で申請するものを想定)などを代替して提出してください。決まったフォーマット等はありませんが、新規で事業を行うことができるとわかるように、

- ・これまでの経歴
- ・事業のビジョン、目的、事業内容
- ・サービス利用者のリサーチ方法
- ・機械の仕入れ方法
- ・売上に関する計画
- ・利益に関する計画
- ・資金調達に関する計画

等を記載してください。

さらに、機械の仕入れ方法、売上、利益、資金調達の実績に係る資料で提出可能なものがあれば、合わせて提出してください。

(32) 審査基準にある、「地域計画に位置付けられている場合」とはどのような状況のことか。

(答)

次の場合をいいます。

- 1 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)において、属性が「サービス事業者」として事業実施主体の名称が記載されている場合
- 2 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)において、事業実施主体の名称が記載されている場合

なお、加算の対象となる地域計画は、将来像が明確化された地域計画であり、具体的な要件は以下のとおりです。

・農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づく、地域計画のうち、次のア及びイの要件を満たすもの。

ア 農用地の利用の集積に関する目標

　地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」(以下「目標集積率」という。)について、次に掲げる基準を全て満たすことである。

　(ア) 目標集積率が、「現状の集積率」を下回らないこと。

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」（平成13年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知）の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村を単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

イ 農業を担う者が定められていない農用地等の面積の割合

地域計画に記載する「区域内の農用地等面積」から「地域内の農業を担う者一覧」に掲げる者の「10年後」における「経営面積」及び「作業受託面積」の合計を控除した面積が「区域内の農用地等面積」に占める割合が、次に掲げる基準を満たすこと。

(ア) 農業地域類型が都市的地域又は平地農業地域である場合にあっては、1割未満であること

(イ) 農業地域類型が中間農業地域又は山間農業地域である場合にあっては、2割未満であること

【参考：地域計画記載例】地域計画策定マニュアル(p25)

掲載ページ [https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki\\_keikaku.html](https://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/chiiki_keikaku.html)

(33) 審査基準にある中山間地域の確認については、「農業地域類型一覧表」のうち旧市町村名での第1分類の確認を行うことによいのか。

(答)

中山間地域の確認は、「市区町村名」、「旧市区町村名」のいずれでも問題ありません。

これらの地域が確認できる根拠資料を申請時に添付してください。

(34) 審査基準にある「サービス提供先の農業者の過半以上が中山間地域で営農している場合」の「過半」は、どのように判断すればよいのか。

(答)

サービス提供先の農業者のほ場が中山間地域にあり、かつ、今回作業受託等サービスを提供するほ場が中山間地域に該当する場合は、ポイント加算となります。この場合、別記2-1 様式第1-3号「サービス事業利用者一覧」のうち、中山間地域に該当するサービス提供先の農業者について「中山間地域に該当」の項目に○を選択してください。

(35) 本事業において、鳥獣害対策に係る取組はサービス事業として対象になるのか。

(答)

本事業において、サービス事業は、圃場内での生産活動における農作業を想定しており、基本的に圃場の外で行われる鳥獣害対策に係る取組は本事業の対象になりづらいものと整理しております。圃場内で行われる鳥獣害対策の具体例がある場合は、個別にご相談ください。

## <2-2 推進事業(農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援)>

### 【① 立上げ・事業拡大の取組】

(36) どのような費用が補助対象経費となるのか。

(答)

以下のような費用が補助対象経費となります。

- ・ サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施(例:印刷製本費、調査等旅費 等)
- ・ サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析等の実施(例:借上費、資料購入費 等)
- ・ サービス事業を企画・運営する専門人材の育成(例:研修受講費、人件費 等)
- ・ サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施(例:情報発信費、燃料費 等)
- ・ サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施(例:資材費、備品費 等)
- ・ 本事業の実施に係る関係者による検討会の開催(例:会場借料、会場設営費 等)

ただし、次に掲げる経費は補助対象としていません。

- ・ 事業実施主体の運営に係る経費
- ・ 特定の個人又は法人の資産形成につながる取組に係る経費(対策事業の補助対象経費として導入する機械、施設等に係る経費を除く。)
- ・ サービス事業の実施に係る経費(対策事業の補助対象経費として対価を得ずに取り組むデモ実演等に係る経費を除く。)
- ・ 汎用性の高いものの導入(例:フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等)に係る経費
- ・ 毎年度必要となる資材の購入に係る経費
- ・ 対策事業により農産物の収量及び品質が低下した場合の補てんに要する経費
- ・ 対策事業を実施するために雇用した者に対して支払う経費のうち、実働に応じた対価として支払う賃金以外の経費
- ・ 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ・ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額)

(37) 補助率、補助上限額はどのようにになっているのか。

(答)

本事業(立上げ・事業拡大の取組)の補助率及び補助上限額は以下のとおりです。

補助率	都道府県知事に申請する場合 (取組が都道府県域内の場合)	左記以外 (取組が複数の都道府県にわたる場合 又は整備事業を実施する場合)
補助上限額 (1事業実施主体当たり)	(ア) (イ以外の場合) 1,500 万円 (イ) 事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生	3,000 万円

	産方式革新実施計画において促進事業者に位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合 3,000 万円。	
--	---	--

(38) ソフトウェアの改良でも対象となるのか

(答)

既に農業現場に導入されているソフトウェアもしくは既に技術として確立されたソフトウェアであって、研究開発を目的としたものではなく、現場普及にあたっての必要な改良に係る経費であれば補助対象となります。

(39) 開発中の技術に係る経費は支援対象となるのか。

(答)

開発中の技術に係る経費は補助対象外となります。

本事業では、既にサービス事業として利用できる確立した技術を早期に現場普及する取組を支援します。研究開発を目的としたものではなく、既に農業現場に導入されている技術もしくは既に確立された技術を現場普及するに当たって必要な改良に係る経費であれば補助対象となります。

(40) 補助対象経費に研修受講費があるが、どのようなものが対象になるのか。

(答)

本事業で補助対象経費となる研修受講費は、農業支援サービスの実施に直接必要な研修の受講に要する経費であり、例えばドローンメーカーやドローンスクール等が実施する技能講習の受講費用など、農業機械の操作技能の習得に係る研修の受講等が対象になります。ただし、個人の資格取得を目的とした費用(例:資格試験の受験費用、技能修了証明書発行費など)は補助対象外となります。

(41) 補助対象経費に人件費が含まれているが、どのような場合のものが該当するのか。

(答)

人件費は、本事業で取り組む機械等の改修、データ収集・分析等、デモ実演、技術実証及びサービス事業の専門人材の育成のための研修の実施に係るものに限り対象になります。このうち、サービス事業の専門人材の育成のための研修の実施については、実際の業務を行いながら技術を習得する研修(いわゆる OJT(On-the-Job Training) 方式により、例えば、作業者1名分に相当する作業受託料を対価として得つつ、熟練者1名が作業者の指導を行う場合、対価を得る作業者1名の人件費は補助対象外ですが、対価を得ずに指導を行う熟練者 1 名の人件費は補助対象となります。サービス事業の提供に対して対価を得る行為(サービス事業そのもの)に係る人件費は補助対象経費となりません。

なお、人件費の積算は「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」に定めるところにより取り扱うものとされているため、申請にあたっては、当該通知に基づいて積算するよう精査してください。

また、人件費の精査に当たっては、補助対象となる行為に係る従事時間と、他の補助事業等及び自主

事業等の従事時間と重複することが出来ないことに留意し、補助対象の行為だけに従事するもののみ計上してください。

(42)整備事業を実施する場合は推進事業の実施が必須とされているが、推進事業でどのような内容に取り組む必要があるのか。

(答)

整備事業では、下に掲げるア又はイの取組に必要となる施設を整備することができ、推進事業(立上げ・事業拡大の取組)の実施(一体的に実施するものとして推進事業・整備事業を同時に申請すること。)が必須となっておりますが、推進事業の事業内容のうちどの内容を実施するかについては、事業実施主体がその取組に応じて選択することが可能です。

例えば、推進事業で、加工用品種の導入(アの場合)や既存品種とは作期の異なる品種の導入(イの場合)に当たっての「技術実証」や「データ収集・分析」に取り組むことなどが想定されます。

(参考)

**【推進事業のうち立上げ・事業拡大の取組の事業内容】**

- (ア)サービス事業の新たな産地等におけるニーズ調査の実施
- (イ)サービス事業の企画・検討に当たって必要な機械のレンタル・改修、データ収集・分析等の実施
- (ウ)サービス事業を企画・運営する専門人材の育成
- (エ)サービス事業の普及に資するデモ実演、情報発信等の実施
- (オ)サービス事業の提供期間等の拡大に資する産地の生産方式の転換及びこれに関連する流通販売体系の転換に関する技術実証等の実施
- (カ)本事業の実施に係る関係者による検討会の開催

**【整備事業の事業内容】**

次のいずれかの取組に必要となる施設の整備

**ア 実需者との連携による取組**

サービス事業者と食品事業者等の実需者が連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要な施設の整備

**イ 複数産地間との連携による取組**

サービス事業者と複数の産地間とが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要な施設の整備

**【② スマート農業機械等の導入】**

(43)どのような費用が補助対象経費となるのか。

(答)

サービス事業を実施するために直接必要なスマート農業機械等及び、農業機械専用運搬車の導入又

はリース導入に係る経費が補助対象経費となります。

なお、補助対象となるのは、農業機械等の本体、アタッチメントのほか、本体と一式で導入する必要性が説明できるもの(例:ドローンのバッテリーや充電器など。必要性等を説明する理由書等を申請時に提出すること。)に限ります。

このほかの経費(例:ドローンの運搬費、登録手数料など。)は、補助対象となりません。

(44) 補助率や補助上限額等はどうなっているのか。

(答)

スマート農業機械等の導入の補助率及び補助上限額は以下のとおりです。

	都道府県知事に申請する場合 (取組が都道府県域内の場合)	左記以外 (取組が複数の都道府県にわたる場合又は整備事業を実施する場合)
補助率	1/2 以内	
補助上限額 (1事業実施主体当たり)	(ア)(イ)及び(ウ)以外の場合:1,500万円 (イ)スマート農業機械等を導入する場合: 3,000万円 (ウ)事業実施主体がスマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者に位置付けられ、かつ本事業の取組内容が当該計画の内容と一致する場合: 5,000万円	5,000万円

(45) 農業機械を導入する場合、リース導入も可能か。

(答)

リースによる導入も可能です。リース導入する場合は、リース計画書を作成の上、リース事業者と共同申請をしていただく必要があります。

(46) どのような機械がスマート農業機械に該当するのか。

本事業におけるスマート農業機械は、次の①から③までに適合した技術を用いた農業機械・器具としています。

- ① 農業機械に組み込まれて活用されるものであること。
- ② 情報通信技術(電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。)を用いた技術であること。
- ③ 農業を行うに当たって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部又は一部を代替し、補助し、又は向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資することであること。

(47) スマート農業機械等の導入支援を行うとなっているが、スマート農業機械のみが支援対象なのか。「等」とはなにを指しているのか。

(答)

本事業の支援の対象としている「スマート農業機械等」は、スマート農業機械のみに限定されません。

「等」とは、スマート農業機械にあたらないその他の農業機械・器具を指しています。

(48) 本事業の取組が都道府県域内の場合(都道府県知事に申請する場合)、スマート農業機械は上限単価が異なっているが、スマート農業機械とスマート農業機械に該当しない農業機械を両方導入する場合、補助上限額はどのようになるのか。

(答)

本事業の取組が都道府県域内で都道府県知事に申請する場合、スマート農業機械の補助上限額は3,000万円となります。スマート農業機械とスマート農業機械に該当しない農業機械を両方導入する場合であっても、導入する機械のうち1台でもスマート農業機械が含まれていれば、スマート農業機械の補助上限額の3,000万円が適用されます。なお、事業実施主体が、スマート農業技術活用促進法に基づき認定された生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられており、かつ本事業の取組と合致している場合、補助上限額は5,000万円となります。

(49) 農業機械のアタッチメントや、RTK 基地局も補助対象に含まれるのか。

(答)

アタッチメントについては、農業機械として、価格の基準を満たし、当該機械を導入することが本事業の成果目標の達成に必要な場合には補助対象となります。50万円未満のアタッチメントであっても、トラクター等のスマート農業機械等と一体的に導入する必要性が説明できる場合に限って「導入機械一式」として補助対象となり得ます。

ただし、単なる農機のオプションは補助対象外となります。

また、RTK 基地局についても、自動走行トラクター等のスマート農業機械等と一体的に導入することによりその農業機械が有する機能を発揮できる場合などには補助対象となります。なお、固定基地局の場合には、機械部分のみを対象とし、造成費用等については補助対象外します。

いずれの場合も、一体的に導入する理由書等、必要性の根拠を申請時に提出してください。

(50) ドローンを導入する場合、バッテリーや充電器、充電用の発電機も補助対象になるか。

(答)

サービス事業の実施において「ドローン一式」として、バッテリーや発電機等の必要性を説明することができる場合は補助対象となり得ます。この場合、一式として導入する理由書等、必要性の根拠を申請時に提出してください。

(51) 50 万円未満の農業機械の場合は補助対象とならないのか。

(答)

本事業では、本体価格が 50 万円以上(税別)の農業機械を補助対象としております。

一方で、複数台の農業機械を使用しなければサービス事業の効果を発揮できない場合など、複数台導入することが当該サービス事業の実施において必要不可欠である場合には、農業機械単体では基準に満たない場合であっても、複数台の組合せを一式として基準を満たしたものとみなすことができるものとします。この場合、一式として導入する理由書等、必要性の根拠を申請時に提出してください。

(52) 複数種類の農業機械等を同時に導入することは可能なのか。

(答)

サービス事業の提供に複数種類・複数台数必要である場合には可能です。

なお、同一の農業者に対して、導入した全ての機械を組合せたサービス事業を提供する必要はありません。

(例:ドローン、トラクター、コンバインを導入した場合でも、ドローンのサービス事業だけを利用する農業者がいても構いません。)

成果目標(サービス事業を利用する農地面積の拡大)については、導入する全ての種類の農業機械についてそれぞれ計上し、合計面積(延べ面積)で掲げる必要があります。

(53) 専用運搬車とは、どのようなものを想定しているのか。

(答)

農作業の受託を行うサービス事業は、多くの圃場での作業を効率的に請け負うことで農業機械が有する作業能率等のポテンシャルを発揮することができることから、本事業では農業機械の積込みや積降ろしを効率的に行うことができる専用の運搬機の導入を可能としています。

農業機械専用運搬車とは、セーフティローダー等の農業機械の積込みや積降ろしを安全かつ容易に行い得る機構を有するものとします。

なお、圃場間の速やかな移動が困難な大型の農業機械を運搬するものを想定しており、軽トラックや

ワンボックスバンは、対象としておりません。

(54) 専用運搬車は、どの事業でどのような場合に導入することができるのか。

(答)

農業機械専用運搬車は、本事業(農業支援サービスの育成加速化支援のうち農業支援サービスの立上げ・事業拡大・転換支援(別記2-1))でスマート農業機械等を導入する場合であって、当該スマート農業機械等を運搬するために必要な場合に限り、一体的に導入(リース導入)することが可能です。

(55) 専用運搬車の導入において遵守すべき事項にはどのようなものがあるのか。

(答)

補助対象となる農業機械専用運搬車の要件として、残存耐用年数期間において以下の要件を満たす必要があります。

- (1) 適正な管理のため車体に本補助金の名称(「令和〇年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(農業支援サービスの育成加速化支援)」)を明示すること
- (2) 運行記録、業務日報など業務の用に供していることを証する書類を整備すること
- (3) 保管場所が事業所(個人の場合は自宅等)となっていること
- (4) 当該車両に係る任意保険の使用目的設定が「事業使用」となっている又は他用途に使用しないことを宣誓する書面を整備すること

※本事業の目的を妨げない限度を超えて使用されていたことが確認された場合は、補助の対象外とします。

なお、農業機械専用運搬車で補助の対象となる経費は、車体に係る経費のみで、オプション・付属品(カーナビ、リアカメラ等)、自賠責保険、自動車税等、車検等の検査・登録手数料、タイヤ交換代、オイル・ガソリン代・電気代、諸手続費用は補助対象外とする。ただし、サービス事業の実施のために行うスマート農業機械等の運搬において必要となる荷台のカスタマイズ等については除きます。

(56) 専用運搬車は、トラクターやコンバインなどの大型の農業機械と一体的に導入する必要があるのか。

(答)

専用運搬車は、原則農業機械と一体的に導入する必要があります。

なお、大型の農業機械と一体的に利用することを前提としたハロー等のアタッチメントを導入する場合には、併せて専用運搬車の導入を行うことも可能とします。

(57) 専用運搬車の積載能力は、一体的に導入する農業機械の重量に制限されるのか。

(答)

本事業で一体的に導入する農業機械(又は本事業で導入するアタッチメントを利用する農業機械)の重量以上で、かつ、必要最低限の積載能力である必要があります。

(58) 自社調達やグループ企業等からの調達は可能なのか。

(答)

自社調達やグループ企業等からの調達であっても、補助対象です。

ただし、本事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分がある場合には、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられることから、利益等排除をお願いします。この方法は、以下のとおりです。

#### 1 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者(間接補助事業者を含む。以下同じ。)が以下の(1)から(3)までの関係にある会社から調達を受ける場合(他の会社を経由した場合及びいわゆる下請会社の場合を含む。)は、利益等排除の対象とします。

(1) 補助事業者自身

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業

(3) 補助事業者の関係会社(補助事業者との関係において、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号)第8条の親会社、子会社及び関連会社並びに補助事業者が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等をいい、上記(2)を除く。以下同じ。)

#### 2 利益等排除の方法

(1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

(2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する売上総利益の割合(以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

(3) 補助事業者の関係会社からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計額以内であると証明できるときは、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたいときは、調達先の直近年度の決算報告(単独の損益計算書)における売上高に対する営業利益の割合(以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。)をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注)「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出していただきます。

(59) 周辺農地の病害虫等の発生を防ぐため、耕作放棄地の草刈りの受託作業を行う場合に要する機械(ラジコン草刈機)は対象になるか。

(答)

本事業では、農業者が通常の営農において行う作業を事業者がサービスとして提供する取組をサービ

ス事業としております。このため、本事業では、耕作放棄地の管理は支援対象としていません。

(60) 色彩選別機や乾燥機の導入は対象になるか。

(答)

農産物の加工・流通・販売に係るサービスは、農業支援サービス事業に該当しないことから、色彩選別機や乾燥機の導入は補助対象になりません。

(61) 農業機械の選定に当たって留意することはあるか。

(答)

購入先の選定に当たっては、一般競争入札等の実施または複数の業者(原則3者以上)から見積りを徴収する等、事業費の低減に向けた取組を行ってください。その場合、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業費補助金交付等要綱(令和7年1月15日付6農産第3462号農林水産事務次官依命通知)別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させることはできません。

これにより難い事情がある場合には、その旨を理由書に整理し、事業申請の際に提出してください。

(62) 中古の農業機械等を申請する場合、どのように3者見積りを依頼すべきか。

(答)

中古の農業機械等が、その製作の後事業の用に供されたことのない機械より低価格である蓋然性は高いものの、本事業では機械導入を行うに当たっては3者以上の見積もりを行うことを原則としているため、中古の農業機械等であっても複数(原則3者以上)の見積もり徴取を行う必要があります。

なお、この場合、中古の農業機械等のみで見積もりを行う必要はありません。

(63) 導入した農業機械はいつまで使い続ける必要があるのか。

(答)

農業用機械を含む補助事業により導入した財産は、法定耐用年数の残存期間においては、原則処分(交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供すること)できません。

農業機械については、法定耐用年数が7年ですので、7年間以上本事業の目的に従い利用する必要があります。

また、耐用年数残存期間中に上記処分を行う場合には、あらかじめ交付決定者の承認が必要になるため、処分をしようとする場合は前もって本事業の申請先にご相談いただくようお願いします。

(64) 本事業で導入したスマート農業機械等に事業名を表示する必要はあるか。

(答)

本事業で導入(リース導入を含む)については、本事業の事業名を表示する必要があります。

(例:令和〇年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(農業支援サービスの育

成加速化支援)など、導入年度と事業名が確認できるように表示(ラベル貼付等)してください。)

また、事業実績報告書の提出の際に、当該表示部分が確認できるように写真を撮り、証拠書類の1つとして提出してください。

(65) 審査基準の加算対象の「新規事業への展開に係るポイント」において、ドローンを水稻の農薬散布サービスにのみ利用する場合が加点対象から外れているのはなぜか。

(答)

審査基準においては、農業支援サービス事業の高度化に資する取組を加算することとしています。このため、ドローン利用については引き続き国として支援していくこととしているものの、水稻防除へのドローン利用は、その他のサービスと比較して普及の度合いが高いことから、普及の程度が低い、水稻の防除以外の分野でのドローン利用を推進するよう加算措置を設けたところです。なお、水稻の防除にドローンを利用する場合であっても、防除に加え、は種や施肥等の複数作業に対応したサービスを提供する場合には、加算することができます。

(66) 審査基準の加算対象の「可変施肥」はどのようなものを想定しているのか。

(答)

本事業では、補助マップ等のデータを参照して施肥量を自動的に調整できる機械を想定しており、施肥量の調整を機械側で自動的に行えるものが加算対象になります。このため、機械作動中に施肥量を手動で調整する必要がある機械は加算対象にはなりません。

(67) 審査基準の加算対象の「食味・収量センサ付きコンバイン」は、食味及び収量の両方センサの機能が付いている必要があるのか。

(答)

本事業では、食味・収量いずれかのセンサが付いていれば加算対象とすることができます。

(68) 審査基準において、導入する農業機械によってポイントの加算があるが、該当する農業用機械を複数台導入する場合、ポイント加算は複数回カウントして計上するのか。

(答)

ポイント加算は、該当する農業機械を導入する場合に計上するものとしており、該当する農業機械を複数台導入した場合であっても、ポイント加算は1回のみとなります(複数回カウントは不可)。

(69) 審査基準において加算対象となる「センシングドローン」とは、具体的にどのような機能を有するドローンを指すのか。

(答)

本事業において、センシングとは、生育ムラ、葉色、倒伏状態、草高等を空中写真等から把握することをいい、本事業において「センシングドローン」とは、農作業の効率化等を目的にカメラ又はセンサー機能を有するドローンをいいます。(このため、マルチスペクトルカメラ等の高性能カメラを搭載している必要はありません。)

なお、マップ作成の機能のみを有するものについても、空中写真から状況を把握し、農作業の効率化等に資することから、センシングドローンに該当します。

### <2-3 整備事業(流通販売体系転換支援)>

(70) 整備事業はどのような内容か。整備事業実施するために必要な取組は何か。

(答)

整備事業は、次のいずれかの取組を実施する場合に必要となる施設の整備を支援するものです。なお、推進事業に取り組むことが必須となります。

#### ア 実需者との連携による取組

サービス事業者と食品事業者等の実需者とが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要な施設の整備

#### イ 複数産地間との連携による取組

サービス事業者と複数の産地間とが連携して、産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に必要な施設の整備

(71) 整備事業では、どのような施設を整備することができるのか。

(答)

整備事業では、サービス事業者と食品事業者等の実需者又は複数の産地間との連携体制のもと、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応等の流通販売体系の転換の取組又は産地ごとに作期の異なる品種の導入や作期を長期化する栽培方法への転換等の取組を、サービス事業の提供を通じて実現しようとする場合に直接必要となる次の施設を整備することができます。いずれの施設についても、推進事業の事業実施主体であるサービス事業者が提供するサービス事業との関連・必要性が説明できないものは支援の対象になりません。

- (1) 育苗施設
- (2) 乾燥調製施設
- (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (4) 農産物処理加工施設
- (5) 集出荷貯蔵施設
- (6) 産地管理施設
- (7) 生産技術高度化施設
- (8) 種子種苗生産関連施設
- (9) 格納庫(※)

※整備事業のうち「複数産地間の連携の取組」に取り組む場合であって、推進事業において導入したスマート農業機械等を収容する、又は、導入したスマート農業機械等のメンテナンスを行うために必要最低限の規模(大きさ、面積)のものに限ります。

※汎用性のある倉庫は補助対象外。

(72)補助率や補助上限額はどうなっているのか。

(答)

補助率は1/2以内、補助上限額は3億円です。

(73)「実需者との連携による取組」においては、どのような者が実需者となるのか。JAは実需者に該当するのか。

(答)

本事業における実需者は、本事業において実施するサービス事業を利用する農業者又は農業者の組織が生産する農産物を加工し、又は販売する事業者として、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業者を想定しています。また、JAが上記の役割を兼ねる場合には、実需者としてみなすことができます。

(74)「実需者との連携による取組」において、「流通販売体系の転換の取組」とあるが、流通販売体系の転換とはどのようなものか。

(答)

サービス事業者と食品事業者等の実需者又は複数の産地間とが連携して、加工用品種の導入や鉄コンテナ流通への対応を行うなど、サービス事業の利用を前提として、収穫物の集荷や輸送、荷姿や用途等を転換(合理化に向けて変更)する取組をいいます。

(75)「複数産地間との連携による取組」において、「産地」の定義はどのようなものなのか。また、連携する産地数に下限はあるのか。

(答)

産地は、一定のまとまりを持って農業生産が行われる地域を想定しており、産地に求める規模等の基準はありません。

また、本事業の目的である、サービス事業の長期提供を通じたサービス事業体の持続的なサービス提供を図るためにあれば、単一産地でも事業の対象になり得ます。

(例：同じ集落内で標高差を活かしたキャベツの出荷リレー(初夏どり(平地)、夏秋どり(高地))を同一の自動収穫機を長期利用することで機械稼働率を向上させる取組。)

(76)「複数産地間との連携による取組」で、「作期を長期化する栽培方法への転換」とあるが、「長期」とはどの程度なのか。また、既にサービス事業に取り組んでいる場合、現行の取組と比較してどの程度の期間長期化すればよいのか。

(答)

長期の程度は問いませんが、持続的なサービス提供が可能となるためのサービス提供期間となるまで現行のサービス提供期間を拡大するようにしてください。

(77)施設の単純更新は対象となるのか。

(答)

対象になりません。

(78) 本事業で整備する施設で扱う農産物は、サービスを受けて生産された農産物に限るのか。

(答)

そのとおりです。

なお、本事業の成果目標年度における当該サービス事業の利用予定者がサービスを受けて生産した農産物を含めることが可能です。

(79) 本事業で整備した施設等に事業名等を表示する必要はあるか。

(答)

本事業で整備した施設には、本事業の事業名等を表示する必要があります。

(例:令和〇年度スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業(農業支援サービスの育成加速化支援)など導入年度と事業名、事業実施主体名等を表示してください。)

また、事業実績報告書の提出の際に、当該表示部分が確認できるように写真を撮り、証拠書類の1つとして提出してください。